

令和5年9月富山県議会定例会議案

## 令和5年9月富山県議会定例会議案目次

議案第 81 号	令和5年度富山県一般会計補正予算（第4号）	1
議案第 82 号	令和5年度富山県林業振興・有峰森林特別会計補正予算（第1号）	11
議案第 83 号	令和5年度富山県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	13
議案第 84 号	令和5年度富山県病院事業会計補正予算（第1号）	15
議案第 85 号	令和5年度富山県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	16
議案第 86 号	令和5年度富山県電気事業会計補正予算（第1号）	17
議案第 87 号	令和5年度富山県水道事業会計補正予算（第1号）	18
議案第 88 号	富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例制定の件	19
議案第 89 号	富山県附属機関条例一部改正の件	25
議案第 90 号	富山県手数料条例及び富山県旅館業法施行条例一部改正の件	26
議案第 91 号	富山県ふぐの取扱いに関する条例一部改正の件	27
議案第 92 号	動産取得に関する件	28
議案第 93 号	損害賠償請求訴訟に係る和解に関する件	29
議案第 94 号	令和4年度富山県歳入歳出決算認定の件	30
議案第 95 号	令和4年度富山県電気事業会計利益の処分及び決算認定の件	31
議案第 96 号	令和4年度富山県水道事業会計利益の処分及び決算認定の件	32
議案第 97 号	令和4年度富山県工業用水道事業会計利益の処分及び決算認定の件	33
議案第 98 号	令和4年度富山県地域開発事業会計決算認定の件	34
議案第 99 号	令和4年度富山県病院事業会計決算認定の件	35
議案第 100 号	令和4年度富山県流域下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件	36
報告第 15 号	地方自治法第179条による専決処分の件	37
	損害賠償に係る和解に関する件	38
報告第 16 号	地方自治法第180条による専決処分の件	39
	損害賠償に係る和解に関する件	40
報告第 17 号	地方独立行政法人の業務の実績に関する評価結果報告の件	41
報告第 18 号	令和4年度富山県継続費精算報告書	50
報告第 19 号	健全化判断比率報告の件	52

報告第 20 号 資金不足比率報告の件.....53

## 令和 5 年度富山県一般会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度富山県の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,990,363 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 659,905,246 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

		歳 入		
		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		142,000,000	2,198,720	144,198,720
	1 地方交付税	142,000,000	2,198,720	144,198,720
7 分担金及び負担金		3,057,592	74,657	3,132,249
	2 負担金	2,533,417	74,657	2,608,074
9 国庫支出金		70,146,220	9,365,186	79,511,406
	1 国庫負担金	21,234,168	4,171,498	25,405,666
	2 国庫補助金	47,969,932	5,191,714	53,161,646
	3 委託金	942,120	1,974	944,094
11 寄附金		224,810	15,457	240,267
	1 寄附金	224,810	15,457	240,267
12 繰入金		18,544,722	34,981	18,579,703
	2 基金繰入金	11,561,319	34,981	11,596,300
13 繰越金		1	714,124	714,125
	1 繰越金	1	714,124	714,125
14 諸収入		116,612,054	2,559,585	119,171,639
	4 貸付金元利収入	106,001,628	2,500,000	108,501,628

	5 受託事業収入	257,749	14,429	272,178
	7 雑 入	7,474,709	45,156	7,519,865
15 県 債		46,654,400	6,027,653	52,682,053
	1 県 債	46,654,400	6,027,653	52,682,053
補正されなかった款項に係る額		241,675,084		241,675,084
歳 入 合 計		638,914,883	20,990,363	659,905,246
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,062,173	364	1,062,537
	1 議 会 費	1,062,173	364	1,062,537
2 総 務 費		28,584,936	584,893	29,169,829
	1 総 務 管 理 費	12,666,811	463,860	13,130,671
	2 企 画 費	5,745,640	46,819	5,792,459
	3 自 然 保 護 費	1,336,129	67,136	1,403,265
	6 選 挙 費	431,785	150	431,935
	8 統 計 調 査 費	335,357	6,928	342,285
3 民 生 費		54,740,835	338,984	55,079,819
	1 社 会 福 祉 費	38,501,242	256,207	38,757,449
	2 児 童 福 祉 費	15,853,435	73,488	15,926,923

	3 生活保護費	382,744	5,495	388,239
	4 災害救助費	3,414	3,794	7,208
4 衛生費		44,784,961	410,939	45,195,900
	1 公衆衛生費	31,904,778	191,058	32,095,836
	2 環境衛生費	1,853,195	1,018	1,854,213
	3 保健所費	1,617,760	339	1,618,099
	4 医務費	5,311,498	215,922	5,527,420
	5 藥務費	1,191,896	2,602	1,194,498
6 農林水産業費		33,758,577	952,980	34,711,557
	1 農業費	7,461,847	41,575	7,503,422
	2 畜産業費	761,057	44,625	805,682
	3 農地費	15,989,247	88,000	16,077,247
	4 林業費	7,573,929	771,633	8,345,562
	5 水産業費	1,972,497	7,147	1,979,644
7 商工費		114,431,713	2,590,648	117,022,361
	1 商業費	104,194,221	2,546,088	106,740,309
	2 工鉦業費	8,499,792	7,720	8,507,512
	3 観光費	1,737,700	36,840	1,774,540
8 土木費		60,847,797	3,875,036	64,722,833

	1 土 木 管 理 費	1,164,627	138	1,164,765
	2 道 路 橋 り ょ う 費	28,898,056	1,445,600	30,343,656
	3 河 川 海 岸 費	16,673,746	1,641,862	18,315,608
	4 港 湾 費	5,108,412	521,436	5,629,848
	5 都 市 計 画 費	7,720,760	266,000	7,986,760
9 警 察 費		25,322,998	70,058	25,393,056
	1 警 察 管 理 費	24,732,967	70,058	24,803,025
10 教 育 費		103,526,582	238,461	103,765,043
	1 教 育 総 務 費	10,397,416	2,531	10,399,947
	4 高 等 学 校 費	27,037,368	141,775	27,179,143
	5 特 別 支 援 学 校 費	10,201,416	8,225	10,209,641
	7 社 会 教 育 費	3,334,048	32,427	3,366,475
	8 保 健 体 育 費	2,004,733	53,503	2,058,236
11 災 害 復 旧 費		5,237,827	11,928,000	17,165,827
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,456,110	4,491,000	5,947,110
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,781,717	7,437,000	11,218,717
	補正されなかった款項に係る額	166,616,484		166,616,484
	歳 出 合 計	638,914,883	20,990,363	659,905,246

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう改築費	396,300
		県単独道路改良費	191,160
	3 河川海岸費	県単独河川維持修繕費	195,000
		都市基盤河川改修事業費	7,000
		県単独砂防維持修繕費	50,000
		海岸総合交付金事業費	35,000
	5 都市計画費	都市計画街路総合交付金事業費	119,000
		街路事業費	92,000
10 教 育 費	4 高等学校費	学校修繕費（全日制）	31,098
		高等学校校舎等リフレッシュ事業費	76,351
11 災 害 復 旧 費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路災害復旧費	1,670,000
		河川災害復旧費	4,280,000
		砂防災害復旧費	590,000
合	計		7,732,909

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ペーパーレス会議推進事業	令和6年度から 令和7年度まで	1,859
関西圏情報発信拠点整備推 進事業	令和6年度から 令和10年度まで	67,000
執務環境改善検討事業	令和6年度	9,700
自動車税納税通知書作成等 業務委託	令和6年度	30,975
職員研修所移転整備費	令和6年度	99,800
富山県武道館整備事業	令和6年度	72,133
主要地方道富山高岡線道路 橋りょう改築藤子橋補修工 事	令和6年度から 令和7年度まで	300,000
工事等事業管理システム再 構築基本設計事業	令和6年度	32,000
県立学校施設長寿命化改修 事業	令和6年度から 令和8年度まで	159,744

## 2 変 更

(単位 千円)

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
電子自治体システム整備事業	令和6年度 から 令和10年度 まで	84,512	電子自治体システム整備事業	令和6年度 から 令和10年度 まで	88,723
白岩川河川改修 (都市計画道路駅前出町線)水橋大橋上下部工工事	令和6年度 から 令和7年度 まで	1,300,000	白岩川河川改修 (都市計画道路駅前出町線)水橋大橋上下部工工事	令和6年度 から 令和8年度 まで	1,300,000

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
県有施設整備費	3,512,400	508,000	4,020,400	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	5.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
緊急防災・減災費	792,000		792,000			
並行在来線費	160,000		160,000			
公事等補助費	14,358,000	386,000	14,744,000			
県単独農林水産業施設整備事業費	10,000		10,000			
直轄事業費金	9,827,000	611,000	10,438,000			
公園整備事業費	442,000	29,000	471,000			
公営住宅建設費	69,000		69,000			
地方道整備費	3,592,000	719,800	4,311,800			
自然災害防止費	1,723,000	920,000	2,643,000			
警察施設整備費	515,000	48,000	563,000			
高等学校整備費	2,971,000	80,000	3,051,000			
臨時高等学校費	311,000		311,000			
特別支援学校費	316,000		316,000			
地域活性化費	947,000	28,000	975,000			
施設整備補助費	244,000	43,000	287,000			

補助直轄災害復旧事業費	1,904,000	3,409,300	5,313,300			
単独災害復旧費	61,000	139,000	200,000			
行政改革推進費	1,000,000		1,000,000			
臨時財政対策債	3,900,000	△893,447	3,006,553			
計	46,654,400	6,027,653	52,682,053			

議案第 82 号

## 令和 5 年度富山県林業振興・有峰森林特別会計 補正予算（第 1 号）

令和 5 年度富山県の林業振興・有峰森林特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 317,613 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		36,306	19,000	55,306
	1 負 担 金	36,306	19,000	55,306
4 繰 入 金		51,300	2,500	53,800
	1 一般会計繰入金	51,300	2,500	53,800
6 諸 収 入		95,407	2,500	97,907
	3 雑 入	62,181	2,500	64,681
補正されなかった款項に係る額		110,600		110,600
歳 入 合 計		293,613	24,000	317,613
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 林 水 産 業 費		293,613	24,000	317,613
	1 林 業 費	293,613	24,000	317,613
歳 出 合 計		293,613	24,000	317,613

議案第 83 号

## 令和 5 年度富山県国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 5 年度富山県の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,595千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,824,747千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		1,073,841	38,153	1,111,994
	1 繰越金	1,073,841	38,153	1,111,994
8 諸収入			5,442	5,442
	1 雑収入		5,442	5,442
補正されなかった款項に係る額		77,707,311		77,707,311
歳入合計		78,781,152	43,595	78,824,747
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
4 前期高齢者等 納付金等		19,674	9,252	28,926
	1 前期高齢者等 納付金等	19,674	9,252	28,926
10 諸支出金		7,241	34,343	41,584
	1 償還金及 還付加算 金	7,241	34,343	41,584
補正されなかった款項に係る額		78,754,237		78,754,237
歳出合計		78,781,152	43,595	78,824,747

議案第 84 号

## 令和 5 年度富山県病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 5 年度富山県病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度富山県病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	32,628,555千円	4,211千円	32,632,766千円
第 1 項 医業費用	32,383,568千円	4,211千円	32,387,779千円

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 85 号

## 令和 5 年度富山県流域下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

第 1 条 令和 5 年度富山県流域下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度富山県流域下水道事業会計予算第 5 条中

小矢部川流域下水道二上 浄化センター水処理設備 更新工事	令和 6 年度	630,000
神通川左岸流域下水道神 通川左岸浄化センター監 視制御設備更新工事	令和 6 年度	210,000

を

小矢部川流域下水道二上 浄化センター水処理設備 更新工事	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	488,400
神通川左岸流域下水道神 通川左岸浄化センター監 視制御設備更新工事	令和 6 年度	210,000
神通川左岸流域下水道神 通川左岸浄化センター場 内計装設備更新工事	令和 6 年度	70,000

に改める。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 86 号

## 令和 5 年度富山県電気事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 5 年度富山県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度富山県電気事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 事 業 費	5,169,073千円	95,000千円	5,264,073千円
第 1 項 営 業 費 用	4,565,235千円	95,000千円	4,660,235千円

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 87 号

## 令和 5 年度富山県水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 5 年度富山県水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度富山県水道事業会計予算第 4 条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	1,331,568千円	1,963千円	1,333,531千円
第 3 項 他会計補助金 返 還 金		1,963千円	1,963千円

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 88 号

富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例制定の件

富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例

(目的)

第 1 条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学であって規則で定めるもの（以下「特定大学」という。）において薬学を履修する課程に在学する者であって、将来、県内の医療機関に薬剤師として従事しようとするもの、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145 号）第12条第 1 項若しくは第13条第 1 項の許可を受けた県内に本社等を有する法人（次条第 2 号において「製薬企業」という。）に勤務しようとするもの又は県内の行政機関に勤務しようとするものに対し修学資金を貸与することにより、県内の医療機関等における薬剤師の確保を図り、もって地域医療の充実及び本県の医薬品産業の発展に寄与することを目的とする。

(貸与の対象者)

第 2 条 知事は、次の各号のいずれにも該当する者に、地域薬剤師確保修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することができる。

- (1) 特定大学において薬学を履修する課程に在学する者であって規則で定めるもの
- (2) 将来、薬剤師の免許を取得し、次に掲げる者のいずれかになろうとするもの
  - ア 県内の医療機関であって規則で定めるもの（以下「特定医療機関」という。）において薬剤師として従事する者
  - イ 製薬企業のうち規則で定めるもの（以下「特定製薬企業」という。）において勤務する者
  - ウ 県内の行政機関であって規則で定めるもの（以下「特定行政機関」という。）において勤務する者

(修学資金の種類、貸与額等)

第3条 修学資金の種類は、入学料、授業料及び修学費とし、その貸与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 入学料 特定大学が定める入学料に相当する額
- (2) 授業料 1年当たり、特定大学が定める授業料の年額に相当する額
- (3) 修学費 1月当たり50,000円以内の額

2 貸与する修学資金には、利息を付さない。

(貸与の方法等)

第4条 修学資金のうち入学料は、入学した日の属する月に貸与するものとする。

2 修学資金のうち授業料は、知事が別に定める時期に分割して貸与するものとする。

3 修学資金のうち修学費は、毎月、貸与するものとする。ただし、帰省その他特別の理由があるときは、あらかじめ、2箇月分又は3箇月分を併せて貸与することができる。

4 修学資金（入学料を除く。）を貸与する期間は、入学した日の属する月から特定大学を卒業する日の属する月までの間とする。

5 前項の規定にかかわらず、修学資金を貸与する期間は、通算して特定大学の薬学を履修する課程の正規の修業年限を超えないものとする。

(保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の取消し等)

第6条 知事は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与を取り消すものとする。

- (1) 特定大学を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため学業を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業の成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他修学資金を貸与することが適当でないと思われるとき。

2 知事は、修学生に次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定める期間に係る修学資金（入学料を除く。以下この項において同じ。）について、規則で定めるところにより、その貸与を行わないものとする。この場合において、これらの期間に係る修学資金の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月又は進級した日の属する月以後の分として貸与されたものとみなす。

(1) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。 休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間

(2) 留年（同一の学年の課程を再履修することをいう。以下この号において同じ。）したとき。 留年した日の属する月から進級した日の属する月の前月までの期間

3 知事は、修学生が正当な理由がなく第11条に規定する書類を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により修学資金の貸与を取り消し、又は停止するときは、当該修学生に対してその理由を示さなければならない。

（返還）

第7条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければならない。

(1) 前条第1項の規定により、修学資金の貸与を取り消されたとき。

(2) 特定大学を卒業したとき。

（返還の猶予）

第8条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。ただし、第3号から第7号までに掲げる場合を除き、猶予する期間は、2年を超えることができない。

(1) 特定大学を卒業したとき。 当該卒業のときから薬剤師の免許を取得するまでの期間

(2) 学校教育法第97条の規定により設置される大学院であって規則で定めるもの（以下「特定大学院」という。）の課程を修了したとき（当該修了の前に薬剤師の免許を取得しているときを除く。）。 当該修了のときから薬剤師の免許

を取得するまでの期間

- (3) 薬剤師免許の取得後又は特定大学院の課程を修了する前に薬剤師の免許を取得しているときは当該特定大学院の修了後、直ちに、特定医療機関であって、知事が修学資金の貸与を受けた者ごとに指定するもの（第6号において「指定特定医療機関」という。）において薬剤師として従事する者（以下「地域医療薬剤師」という。）となったとき。 地域医療薬剤師として従事する期間
  - (4) 薬剤師免許を取得した後又は特定大学院の課程を修了する前に薬剤師の免許を取得しているときは当該特定大学院の修了後、直ちに、特定製薬企業に勤務する者（第6号及び次条第1項第1号において「特定製薬企業薬剤師」という。）となったとき。 当該特定製薬企業に勤務する期間
  - (5) 薬剤師免許を取得した後又は特定大学院の課程を修了する前に薬剤師の免許を取得しているときは当該特定大学院の修了後、直ちに、特定行政機関に勤務する者（次号及び次条第1項第1号において「特定行政機関薬剤師」という。）となったとき。 当該特定行政機関に勤務する期間
  - (6) 第3号、第4号又は前号に掲げるときから9年以内に指定特定医療機関、特定製薬企業又は特定行政機関を退職し、別の指定特定医療機関、特定製薬企業又は特定行政機関において特定薬剤師（地域医療薬剤師、特定製薬企業薬剤師又は特定行政機関薬剤師をいう。以下同じ。）となったとき。 当該別の特定医療機関、特定製薬企業又は特定行政機関において特定薬剤師として従事し、又は勤務する期間
  - (7) 特定大学を卒業し、引き続いて特定大学院の課程において修学しているとき。  
その特定大学院修学の期間
  - (8) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により修学資金の返還の債務の履行が困難であると認められるとき。 当該理由の継続する期間  
(返還の免除)
- 第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）を免除するものとする。
- (1) 特定薬剤師となってから18年以内（当該期間内に育児休業その他規則で定める休業をした場合においては、規則で定める期間内）に、次のいずれかに該当するとき。

ア 修学資金の貸与を受けた期間（第6条第2項の規定により修学資金が貸与されなかった期間を除く。以下この項において「貸与期間」という。）の2分の3に相当する期間を地域医療薬剤師として従事した場合

イ 貸与期間の2分の3に相当する期間を同一の特定製薬企業又は特定行政機関において特定製薬企業薬剤師又は特定行政機関薬剤師として勤務した場合

(2) 特定薬剤師として従事又は勤務した期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 知事は、特定薬剤師が、法人の解散その他知事がやむを得ないと認める事由により退職等をした場合（次項に規定する場合を除く。）は、修学資金の返還の債務の一部を免除することができる。

3 知事は、修学資金の貸与を受けた者が死亡又は心身の故障により修学資金の返還の債務の履行が困難となったと認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

（延滞利息）

第10条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（書類の提出）

第11条 修学生は、規則で定める書類を知事に提出しなければならない。

（規則への委任）

第12条 この条例で定めるもののほか、この条例の実施に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（延滞利息の割合の特例）

2 当分の間、第10条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞利息特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合に

は、その年中においては、その年における延滞利息特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

議案第 89 号

富山県附属機関条例一部改正の件

富山県附属機関条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表富山県入札契約適正化検討委員会の項の次に次のように加える。

富山県都市公園 公募対象公園施設 設置等予定者 選定委員会	県が設置する都市公園（都市公園法（昭和31年法律第79号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。）の公募対象公園施設の設置又は管理における同法第 5 条の 2 第 2 項第 9 号の評価の基準の設定及び同法第 5 条の 4 第 3 項の規定による設置等予定者の選定に関する事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	10人以内
--	---	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 90 号

富山県手数料条例及び富山県旅館業法施行条例一部改正の件

富山県手数料条例及び富山県旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県手数料条例及び富山県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(富山県手数料条例の一部改正)

第 1 条 富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の36の項中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

(富山県旅館業法施行条例の一部改正)

第 2 条 富山県旅館業法施行条例（昭和33年富山県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 3 条各号列記以外の部分中「及び第 3 条の 3 第 3 項」を「、第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項」に改める。

第 9 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第52号）の施行の日から施行する。

議案第 91 号

富山県ふぐの取扱いに関する条例一部改正の件

富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例

富山県ふぐの取扱いに関する条例（平成22年富山県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「について」を「が当該ふぐ処理営業を譲渡し、又はふぐ処理業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「当該営業」を「当該ふぐ処理営業」に、「相続人」を「当該ふぐ処理営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の富山県ふぐの取扱いに関する条例（次項において「新条例」という。）第23条の規定は、この条例の施行の日前に富山県ふぐの取扱いに関する条例第2条第4号に規定するふぐ処理営業（次項において「ふぐ処理営業」という。）の譲渡があった場合における当該ふぐ処理営業を譲り受けた者については、適用しない。

3 知事は、当分の間、新条例第23条第1項の規定によりふぐ処理業者の地位を承継した者（ふぐ処理営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならない。

議案第 92 号

動産取得に関する件

空港用ロータリー除雪車を次のとおり取得するものとする。

令和5年9月8日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 物件の表示 空港用ロータリー除雪車（除雪幅 2.6 m 定格出力 440 kW）  
1 台
- 2 相手方 富山市山室新町41番地  
山室重機株式会社
- 3 取得予定価格 107,588,701円

議案第 93 号

損害賠償請求訴訟に係る和解に関する件

県道八幡田稲荷線における自転車転倒事故に係る損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

令和5年9月8日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 事件名及び相手方

富山地方裁判所令和4年（ワ）第82号 損害賠償請求事件

相手方 富山市在住1名

2 和解条項

- (1) 県は、相手方に対し、和解金として140万円の支払義務があることを認める。
- (2) 県は、相手方に対し、(1)の金員を令和5年12月15日限り、北陸銀行越前町支店の原告代理人「弁護士 石黒 健一 預り金口」（ベンゴシ イシクロ ケンイチ アズカリキングチ）名義の普通預金口座（口座番号 6029147）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、県の負担とする。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方及び県は、相手方と県との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

議案第 94 号

令和 4 年度富山県歳入歳出決算認定の件

令和 4 年度富山県歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 95 号

令和 4 年度富山県電気事業会計利益の処分及び決算認定の件

令和 4 年度富山県電気事業会計利益について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第32条第 2 項の規定により、別冊のとおり処分する。

あわせて、令和 4 年度富山県電気事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 96 号

令和 4 年度富山県水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

令和 4 年度富山県水道事業会計利益について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第32条第 2 項の規定により、別冊のとおり処分する。

あわせて、令和 4 年度富山県水道事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 97 号

令和 4 年度富山県工業用水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

令和 4 年度富山県工業用水道事業会計利益について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第32条第 2 項の規定により、別冊のとおり処分する。

あわせて、令和 4 年度富山県工業用水道事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 98 号

令和 4 年度富山県地域開発事業会計決算認定の件

令和 4 年度富山県地域開発事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 99 号

令和 4 年度富山県病院事業会計決算認定の件

令和 4 年度富山県病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 100 号

令和 4 年度富山県流域下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

令和 4 年度富山県流域下水道事業会計利益について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第32条第 2 項の規定により、別冊のとおり処分する。

あわせて、令和 4 年度富山県流域下水道事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 15 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
30	令和 5 年 5 月 29 日に富山市豊田本町地内で発生した保管管理中の携帯電話機のガラスフィルムの損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 1,233円	令和 5 年 7 月 11 日
31	令和 4 年 11 月 13 日に富山市堤町通り地内で発生した道路標識柱の倒壊による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 114,213円	令和 5 年 7 月 12 日
32	令和 5 年 4 月 28 日に砺波市幸町地内で発生した交通違反取締り中における車両の損傷	砺波市在住 1 名	県が支払う額 118,151円	令和 5 年 7 月 21 日
34	令和 5 年 6 月 4 日に一般国道 304 号南砺市来栖地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	東京都杉並区在住 1 名	県が支払う額 59,854円	令和 5 年 7 月 21 日
36	令和 5 年 6 月 6 日に射水市三ヶ地内で発生した警察車両の扉の接触による車両の損傷	石川県能美市 株式会社アドバンスコーポレーション 石川県金沢市在住 1 名	県が支払う額 56,980円	令和 5 年 7 月 31 日
41	令和 3 年 5 月 17 日に一般国道 415 号富山市中田地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷及び運転者の負傷	東京都千代田区 三井住友海上火災 保険株式会社 富山市在住 1 名	県が支払う額 296,174円	令和 5 年 8 月 16 日
42	令和 5 年 4 月 11 日に県道富山大沢野線富山市笹津地内で発生した落石による車両の損傷	東京都新宿区 イーデザイン損害 保険株式会社 岐阜県飛騨市在住 2 名	県が支払う額 115,506円	令和 5 年 8 月 16 日

報告第 16 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 180 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
29	令和 5 年 5 月 15 日に魚津市住吉地内で発生した警察車両の交通事故	魚津市在住 1 名	県が支払う額 164,099円	令和 5 年 7 月 5 日
33	令和 5 年 5 月 9 日に高岡市片原横町地内で発生した県有自動車の交通事故	南砺市在住 1 名	県が支払う額 446,160円	令和 5 年 7 月 21 日
35	令和 5 年 5 月 21 日に滑川市北野地内で発生した警察車両の交通事故	滑川市在住 1 名	県が支払う額 26,360円	令和 5 年 7 月 26 日
37	令和 5 年 6 月 18 日に富山市茶屋町地内で発生した警察車両の交通事故	大阪府大阪市 株式会社りらく	県が支払う額 176,000円	令和 5 年 7 月 31 日
38	令和 4 年 7 月 31 日に富山市婦中町羽根地内で発生した借上車両の交通事故	石川県白山市在住 1 名	県が支払う額 1,178,069円	令和 5 年 8 月 4 日
39	令和 5 年 5 月 21 日に滑川市北野地内で発生した警察車両の交通事故	滑川市在住 1 名	県が支払う額 294,682円	令和 5 年 8 月 4 日
40	令和 5 年 2 月 17 日に富山市婦中町地角地内で発生した交通事故によるタブレットの損傷	富山市在住 1 名	県が受け取る額 48,170円	令和 5 年 8 月 9 日

## 報告第 17 号

### 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価結果報告の件

公立大学法人富山県立大学の令和 4 年度の業務実績に関する評価結果について、富山県公立大学法人評価委員会より報告を受けたので、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 78 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

### 公立大学法人富山県立大学の令和 4 年度の業務実績に関する評価結果

#### I 全体評価

（全体としての評価結果）

中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいると認められる。

富山県立大学は、平成 2 年 4 月に日本海側初めての工学系公立大学として開学して以来、教育、研究、地域連携等を積極的に推進し、多くの有為な学生を社会に輩出するなど、地域及び産業の振興に大きな役割を果たしてきている。

一方で、少子化を背景とした大学間競争の激化、ビッグデータの活用、AI・IoT 等のデジタル化の進展、グローバル社会への対応など、これまで以上に、教育、研究、地域貢献活動を充実・強化し、地方創生の一翼を担い、県民や地域の期待に応える魅力ある大学づくりを推進していくことが求められている。

こうしたなか、富山県はもとより、日本と世界の学術文化の向上と地域及び産業の振興、社会の発展に寄与することを目的とし、平成 27 年 4 月に公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）に移行した。

第 1 期中期目標期間（平成 27 年度～令和 2 年度）においては、「学生を大きく伸ばす教育力の高い大学」「未来を志向した高度な研究を推進する大学」「広く開かれ地域社会に貢献する大学」の 3 つの基本目標の実現に向け取組みを進めた。特に教育面においては、医薬品工学科や知能ロボット工学科の設置をはじめ各学科の拡充、看護学部の新設、最新の実験設備を導入した中央棟の整備などに取り組み、中期目標全体の達成状況は良好という結果であった。

令和 3 年度からは第 2 期中期目標期間（令和 3 年度～令和 8 年度）がスタート

したところであるが、初年度から引き続き、令和4年度においても中期目標及びそれに伴う中期計画で定めた数値目標を見据えながら、活気と魅力あふれる大学づくりに取り組んだ、その業務実績は、全体として高く評価できる。

特に評価する事項として、令和4年度の知能ロボット工学科及び情報システム工学科の入学定員拡充に加え、更なる人材育成のためにデータサイエンス教育も行う情報工学部を令和6年4月に開設すべく全学を挙げて準備を進めた結果、令和5年4月文部科学省への新学部設置の届出に至った。

また、令和4年度に供用開始したDX教育研究センターを拠点に、デジタル化の進展に対応した産学官金の連携教育研究を推進した。

また、科学研究費補助金の採択件数は学内全体でこれまで最も多い131件となった。

さらに、看護学部では、県内各地の医療機関等で臨地実習を実施したほか、昨年度の実施内容の見直し・改善を行いながら学内でも医療機関等説明会や若手看護職との交流会等を開催した結果、第1期卒業生の県内就職率は62.8%となった。

今後の課題としては、科学研究費補助金などの競争的研究資金のさらなる獲得や、業務全体のデジタル化の推進、事務処理の合理化と適切な予算管理、省エネルギー化を促進し、大学の業務運営や財務内容を改善する取組みをさらに強化していくことが望まれる。

射水キャンパスにおいては、デジタル化の進展や県内産業を支える人材の供給と若者の定着に一層貢献するため、令和6年4月の情報工学部の開設に向けた準備を進めるとともに、「DX教育研究センター」を拠点とし、産業界と連携した人材育成の教育や研究を推進することが求められる。

富山キャンパスにおいては、令和5年4月開講の大学院看護学研究科・専攻科において、将来の富山県の看護学研究・教育を担う人材の育成並びに、富山県の保健医療福祉に貢献できる保健師・助産師の育成に取り組むことが求められる。

今回の法人の自己評価による業務の見直しと併せて、この委員会の評価結果を法人の業務運営の効率化等のために積極的に活用し、教育研究の一層の充実や地域社会に貢献する大学づくりを推進することで、中期目標が着実に達成されることを期待する。

## II 項目別評価

## 1 教育に関する目標

### (1) 評価結果

評価	S	(中期計画の達成に向けて) 特筆すべき進捗状況にある。
----	---	-----------------------------

### (2) 評価の判断理由

教育に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された71項目のうち、6項目が「IV計画を上回って実施している」、65項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められた。すべてIVまたはⅢの評価であることや、情報工学部開設に伴う取組みなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

### (3) 特に評価する事項

- ・令和6年4月の情報工学部の開設に向けて、短期間のうちに、教員の確保をはじめとして、事務局の新たな組織体制の構築や検討委員会の設置、カリキュラムの整備、新学部棟の基本設計などに、全学を挙げて取り組んだ結果、令和5年4月の文部科学省への新学部設置の届出に至った。
- ・DX教育研究センターにおいて、その研究内容等を紹介するオープンハウスや企業ニーズを踏まえた勉強会やワークショップ等を開催し、産学官連携の拠点としての活動に取り組んだ。その結果、センターの事業趣旨に賛同するアソシエイト会員制度には、開設初年度のみで351人(205社)の登録を得た。
- ・大学院看護学研究科設置認可申請書を提出し、設置認可を受けた。
- ・保健師助産師学校指定申請書を提出し、学校指定を受けた。
- ・看護学部では、県内各地の医療機関等で臨地実習を実施したほか、昨年度の実施内容の見直し・改善を行いながら学内でも医療機関等説明会や若手看護職との交流会等を開催した。昨年度よりも参加者数が増加した事業もあり、より多くの学生に対して県内医療機関や本県地域医療の魅力を伝えた。その結果、第1期卒業生の県内就職率は62.8%となった。

## 2 研究に関する目標

### (1) 評価結果

評価	S	(中期計画の達成に向けて) 特筆すべき進捗状況にある。
----	---	-----------------------------

(2) 評価の判断理由

研究に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された30項目のうち、4項目が「IV計画を上回って実施している」、26項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められた。すべてIVまたはⅢの評価であることや、デジタル化の進展や県内産業を支える人材の供給と若者の定着に貢献する研究の推進についての取組みなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・科学研究費補助金の採択件数は学内全体でこれまで最も多い131件となった。
- ・令和4年度の知能ロボット工学科及び情報システム工学科の入学定員拡充に加え、更なる人材育成のためにデータサイエンス教育も行う情報工学部を開設すべく文部科学省等と調整を行い、令和6年4月開設へ向けて準備を進めた。

3 地域貢献に関する目標

(1) 評価結果

評価	A	(中期計画の達成に向けて) 計画どおり進んでいる。
----	---	---------------------------

(2) 評価の判断理由

地域貢献に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された40項目のうち、2項目が「IV計画を上回って実施している」、38項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められた。これらの状況を総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・工学部では、進路ガイダンス（6回開催）、企業を知る木曜日（「シルモク」）（30社1,052名）、学内合同企業研究会（257社）、個別の就職指導を通して、継続的なキャリア形成を強化した。
- ・看護学部では、トピックゼミや県内の様々な医療機関等での実習に加え、キャリア形成に関するオリエンテーションを実施し、職業的アイデンティティの確立に至るための支援をより充実させた。県内医療機関等説明会（4回開催）、各種セミナー（5回開催）、就職・進学のための個別支援

を実施した。

- ・米国ポートランド州立大学及び中国医科大学看護学院地域看護学教研室と  
学術交流協定を締結した。

#### 4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

##### (1) 評価結果

評価	A	(中期計画の達成に向けて) 計画どおり進んでいる。
----	---	---------------------------

##### (2) 評価の判断理由

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された18項目のうち、4項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、13項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」、1項目が「Ⅱ計画をやや下回っている」と認められた。理事長と学長がリーダーシップを発揮し、業務運営の改善及び効率化に不断に取り組んでいること、システムを適切に運用し、事務処理の合理化に努めたことなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

##### (3) 特に評価する事項

- ・専門業務型裁量労働制を令和5年度から導入するため、社会保険労務士を講師とするSD研修会、学科ごとの学内個別説明会(5回)、先進地調査(2大学)、入試手当協議(6回)など学内合意形成を図り、諸規程の改正や労使協定の締結など導入に向け準備を進めた。
- ・理事長と学長のそれぞれの責任のもとで、迅速な意思決定を行い、機動性の高い大学運営を推進した。工学部、看護学部の連携や統一的な大学運営に努めた。

##### (4) 今後の課題とする事項

令和4年度決算の利益剰余金はマイナスを計上したところであるが、建物ごとの電気使用量の把握、分析を行い適切な電気利用に努めるとともに、業務全体におけるデジタル化を推進し、事務処理の合理化と適切な予算管理に取り組むことが望まれる。

#### 5 財務内容の改善に関する目標

##### (1) 評価結果

評価	A	(中期計画の達成に向けて) 計画どおり進んでいる。
----	---	---------------------------

(2) 評価の判断理由

財務内容の改善に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された10項目のうち、1項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、7項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」、2項目が「Ⅱ計画をやや下回っている」と認められた。科学研究費補助金をはじめとする外部研究資金等の獲得に、教員に対してインセンティブを付与するなど、積極的に取り組んでいることなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・科学研究費補助金や受託研究費をはじめとする外部研究資金に関する情報の収集に努めるとともに、申請に対する支援体制を充実させた結果、科学研究費補助金の採択件数は学内全体で131件と最多となった。
- ・大学貢献度評価において、外部資金への申請件数を反映するなど、外部資金の獲得に積極的に取り組む教員にインセンティブを付与することにより、積極的な応募と資金獲得を促した。

(4) 今後の課題とする事項

射水キャンパスの電気・都市ガス使用量は前年度を上回り、光熱水費は前年度より約6千万円増加したところであるが、建物ごとの電気使用量の把握を行うなど、使用エネルギー量についてより精密な分析のもと環境マネジメント活動を行い、省エネルギー、省資源化を促進することにより、適切なエネルギー利用とエネルギーコストの削減に取り組むことが望まれる。

6 自己点検評価及び情報の提供に関する目標

(1) 評価結果

評価	A	(中期計画の達成に向けて) 計画どおり進んでいる。
----	---	---------------------------

(2) 評価の判断理由

自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された4項目のうち、1項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、3項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められた。これら

の状況を総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

大学案内パンフレットや保護者向けパンフレット等の広報ツールの作成・配布に加え、電車の中吊り広告やシティスケープ広告の掲出などの広報活動を実施した。また、WEB広告としては、学生募集向けのPR動画と大学のブランディングを目的とした動画を制作し、令和4年12月からYouTube広告として発信した。WEB広告動画再生数は令和5年3月末で17万回を超えて、バンパー広告動画を含めると282万7千回を越え、大学名の露出が増加し、大学の認知度向上に大きく貢献した。

7 その他業務運営に関する目標

(1) 評価結果

評価	A	(中期計画の達成に向けて) 計画どおり進んでいる。
----	---	---------------------------

(2) 評価の判断理由

その他の業務運営に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された12項目のうち、2項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、8項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」、2項目が「Ⅱ計画をやや下回っている」と認められた。情報セキュリティ体制の強化など情報管理の適正化への取組みや、学生及び教職員の安全管理についての取組みなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・情報セキュリティ対策基準を2要素認証用の端末における取扱いを含めたものに改正し、情報資産の扱いの整備をした。また、セキュリティ体制を強化するため、リモートワーク環境でのセキュリティ順守意識高揚に向けた研修を実施(R4.11)した。また、情報セキュリティ監査も実施した結果、概ね良好な状況であることが確認された。
- ・情報基盤管理や情報化推進、情報利活用の促進を図るため、組織体制を見直し、情報化統括責任者(CIO)の設置、全学を通して情報分野を統括する情報戦略本部及びその下部組織(情報環境整備委員会、情報化推進委員会、情報セキュリティ対策委員会)を新たに設け、令和5年4月より体制

の強化を行った。

(4) 今後の課題とする事項

令和4年度においては、労働安全衛生法及び関係法令に基づき、薬品、化学物質等の適正管理を行うとともに、薬品管理システムの導入を行うこととしていたところ、安全性の観点から慎重に検討を進めた結果、薬品管理システムの仕様を決定するにとどまった。今後、すみやかに薬品管理システムの導入を行うことが望まれる。

〈参考1〉 小項目評価の集計結果

大項目	評価等	評価対象 項目数 (小項目)	Ⅳ 計画を上回 って実施し ている	Ⅲ 概ね計画ど おりに実施 している	Ⅱ 計画をや や下回っ ている	Ⅰ 計画を大 幅に下回 っている
第1	教育に関する目標を達成するための措置	71	6	65		
第2	研究に関する目標を達成するための措置	30	4	26		
第3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	40	2	38		
第4	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	18	4	13	1	
第5	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	10	1	7	2	
第6	自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	4	1	3		
第7	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	12	2	8	2	
合 計		(※)185	20	160	5	0

(※) 再掲の項目を含む。

〈参考2〉 項目別評価の結果

大項目	評価	S 特筆すべ き進捗状 況にある	A 計画どお り進んで いる	B 概ね計画 どおり進 んでいる	C やや遅れ ている	D 重大な改 善事項が ある
第1	教育に関する目標を達成するための措置	○				
第2	研究に関する目標を達成するための措置	○				
第3	地域貢献に関する目標を達成するための措置		○			
第4	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置		○			
第5	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置		○			
第6	自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置		○			
第7	その他業務運営に関する目標を達成するための措置		○			

報告第 18 号

令和 4 年度富山県継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全体計画			実績			実績と左の財源内訳(D)			比較			
				左の財源内訳(B)			支出済額(C)			左の財源内訳(D)			左の財源内訳(B)-(D)			
				年割額(A)	特定財源		支出済額(C)	特定財源		年割額と支出済額の差(A)-(C)	特定財源		国支出金	特定財源		その他
					国支出金	地方債		その他	国支出金		地方債	その他				
2 総務費	1 総務費	庁舎建設費	2	2,188,322,000	1,901,000,000	287,322,000	495,000,000	422,000,000	73,000,000	1,693,322,000	1,479,000,000		214,322,000			
			3	4,815,875,000	4,198,000,000	617,875,000	1,872,564,500	1,605,000,000	267,564,500	2,943,310,500	2,593,000,000		350,310,500			
			4	499,165,000	448,000,000	51,165,000	4,285,891,235	3,614,000,000	671,891,235	△3,786,726,235	△3,166,000,000		△620,726,235			
			計	7,503,362,000	6,547,000,000	956,362,000	6,653,455,735	5,641,000,000	1,012,455,735	849,906,265	906,000,000		△56,093,735			
6 農林水産業費	4 林業費	有峰庁舎新築事業費	2	15,766,000	12,000,000	3,766,000				15,766,000	12,000,000		3,766,000			
			3	114,656,000	102,000,000	12,656,000				114,656,000	102,000,000		12,656,000			
			4	207,760,000	186,000,000	21,760,000	337,975,000	300,000,000	37,975,000	△130,215,000	△114,000,000		△16,215,000			
			計	338,182,000	300,000,000	38,182,000	337,975,000	300,000,000	37,975,000	207,000	0		207,000			
7 商工費	2 鉱業費	ベンチャー企業等支援費	2	1,037,253,000	518,626,000	518,627,000	9,990,000	4,995,000	995,000	1,027,263,000	496,000,000	513,631,000	17,632,000			
			3	95,340,000	500,000,000	24,840,000	47,620,000	23,810,000	2,810,000	47,720,000	49,000,000	△23,310,000	22,030,000			
			4				1,066,358,800	490,321,000	37,037,800	△1,066,358,800	△490,321,000		△37,037,800			
			計	1,132,593,000	519,126,000	43,467,000	1,123,968,800	519,126,000	40,842,800	8,624,200	0	6,000,000	2,624,200			

令和5年9月8日 提出

富山県知事 新田 八朗

報告第 19 号

健全化判断比率報告の件

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (3.75)	— (8.75)	13.8 (25.0)	223.7 (400.0)

(注) 1 ( ) 内は、早期健全化基準を表す。

2 「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表す。

報告第 20 号

資金不足比率報告の件

令和 4 年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

(単位 %) )

特別会計の名称	資金不足比率
病院事業会計	—
電気事業会計	—
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
地域開発事業会計	—
流域下水道事業会計	—
港湾施設特別会計	—
工業用地等管理特別会計	—

(注)「—」は、資金不足額がないことを表す。